

別紙（陳情第111号）

後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり原則1割負担の継続を求める意見書（案）

経済的な理由で必要な受診ができない高齢者がふえている。

高齢夫婦無職世帯では、生活費などが毎月約5.5万円不足し（総務省「平成29年家計調査報告」）、貯金を取り崩して生活せざるを得ず、また「貯金なし」の高齢者世帯は15.1%（「平成28年国民生活基礎調査」）に上るとというのが実情である。

6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針2018）では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」とされた。具体的には、医療費窓口負担を現行の原則1割から2割にする議論が始まっている。

年金収入も減る中、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念する声も出されている。

また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与える。今、必要なのは高額療養費の限度額引き下げを初めとする患者負担の軽減である。

上記のような実情に配慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣